

中能登町の建設工事に係る業務委託における最低制限価格の設定に関する要
領の一部を改正する告示

中能登町の建設工事に係る業務委託における最低制限価格の設定に関する要領
(平成 28 年中能登町告示第 74 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「50 万円」を「100 万円」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。